

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水・高潮：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、想定最大規模の降雨が発生し遠賀川等の河川が氾濫した場合、標高の低い遠賀川西岸の底井野校区、遠賀川東岸の中間校区の大部分、東校区や北校区の一部が浸水する想定となっており、最大で5 mの浸水が想定されている。中間市の商工業者のほとんどが低平地で営業しており、事業所が点在する8割を超える地域で床上以上の浸水が想定され、そのほとんどの地域で0.5 m以上の浸水被害が予想される。また、台風が中間市の東側を通過する場合、北寄りの風の吹き寄せ効果により、響灘沿岸で高潮が発生する恐れがあり、遠賀川河口部の潮位上昇と大雨による河川流量の増大による河川の氾濫等が発生する恐れがある。台風による遠賀川河口部の潮位上昇と大雨による河川流量の増大による浸水では、8割を超える事業所が床上浸水以上～3 m未満の地域に立地し、浸水被害3 m以上の事業所も多数出ると予想される。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると土砂災害が生じる恐れがあるエリアが点在しており商工業等の集積はないが小規模店舗・事業所がその中に含まれている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーション(J-SHIS)の防災地図によると震度5弱以上の地震が今後30年間で84.2%以上の確率で発生すると言われている。

(その他)

市の中央を南北に一級河川の遠賀川が流れている。昭和28年西日本水害では上流の直方市植木で堤防が決壊し、遠賀川西岸の底井野地区が浸水した。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 1, 619人
- ・ 小規模事業者数 1, 120人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況）	
商工業者	建設業	435	355	市内に広く分布している。
	製造業	77	48	遠賀川西岸の底井野校区に多く分布している。
	卸・小売業	355	196	市内に広く分布しているが、遠賀川東岸の中間校区、東校区の分布が多い。
	飲食業	145	124	市内に広く分布しているが、遠賀川東岸の東校区に分布が多い。
	サービス業	595	390	市内に広く分布しているが、遠賀川東岸の中間校区、東校区の分布が多い。
	その他	12	7	遠賀川西岸の底井野校区に多く分布している。

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・ 防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 中間市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 事業者BCP策定セミナーの開催
- ・ 事業継続力強化計画作成指導の実施
- ・ 損保会社と防災に関する企画調整
- ・ 防災備品（スコップ、懐中電灯等）を備蓄
- ・ 中間市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する

- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

- ・ 中間市地域防災計画等との整合性を整理し、発災時や感染症発生時に混乱なく応急対応等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業の備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者は常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒薬等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策を提供する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 令和7年度に作成

3) 関係団体との連携

- ・ 東京海上日動火災保険株式会社やアクサ生命保険株式会社と情報交換・協力し、災害リスク情報提供や普及啓発セミナー、損害保険、生命保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 中間市事業継続力強化支援協議会（構成員：当市、当会）により取組状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード5.0の地震）が発生したと仮定し、本市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

〈2. 発災後の対策〉

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえ、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。  
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、中間市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市の間で、被害状況や被害規模に応じた緊急対策の方針を決める。  
（豪雨における例）  
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身からまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害が無い	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

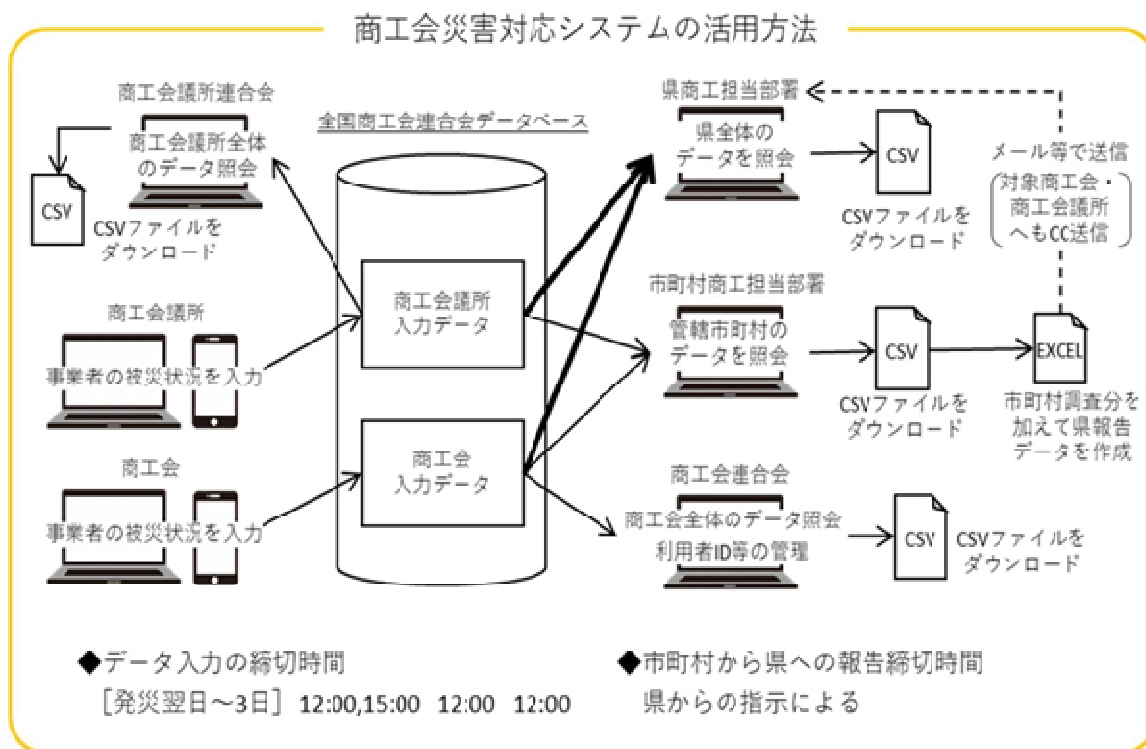
発災後～1週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当市で取りまとめた「中間市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等、体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における連絡体制〉

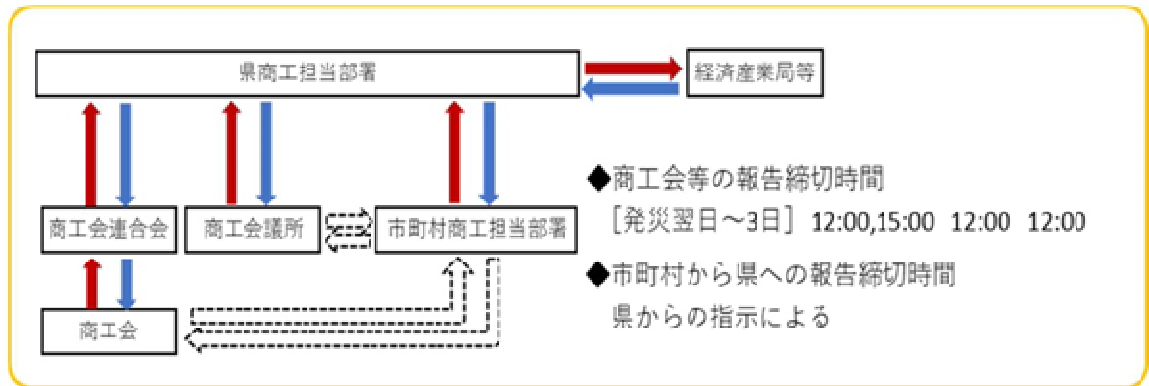
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当市より県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を福岡県の指定する方法にて当会又は当市より福岡県へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害情報を入力することで、中間市担当の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当市は県からの指示により報告する。

①システム利用可能時



②システム不具合発生時

- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- ・また、当会は被害状況を9.様式集に規定する様式Iに記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I  
 福岡県中小企業復興支援課 〇〇・〇〇宛て【電子メールにて送付：(メールアドレス keiishien@pref.fukuoka.lg.jp)】

令和〇年〇月〇日の大雨による商工被害状況 提出日：令和〇年〇月〇日

団体名：  
 記入担当者：

記入順	被害箇所				被害状況		区分 (業種・業態)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容(建物、商品、設備、機械の破損など、300字程度で詳しく記載してください)	
1	〇〇市〇〇区〇〇町	—	〇〇〇製菓所	製造業	約10万円	工場内が浸水。搬送機2台が利用できない状況。	福岡県復興庁 福岡県内閣府 福岡県中小企業 復興支援課
2	〇〇市〇〇区〇〇町	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約14〇万円	店舗前の電柱が倒壊に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。	
3							

※前記書式に添付書類を提出する際は、詳細情報を記載してください。 ※用途が異なる場合はコピーしてご利用ください。  
 ※既に添付書類を提出している被害箇所につきましては、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて添付書類をお願いします。

〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、中間市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設を行う。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

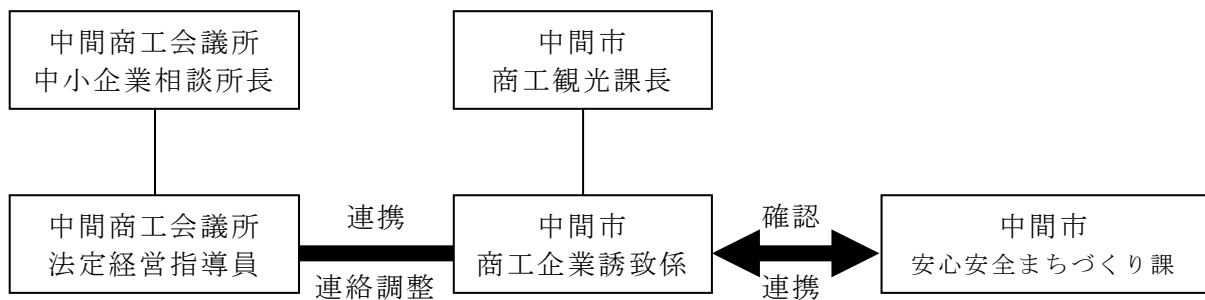
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 7 年 6 月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 岡部 宗弘 (連絡先は (3) ①参照)

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※ 以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)

(3) 商工会議所、関係市町村連絡先

① 商工会議所

中間商工会議所

〒809-0036 福岡県中間市長津一丁目 7 - 1

TEL : 093-245-1081 / FAX : 093-245-6166

E-mail : main@nakama.cci.or.jp

② 関係市町村

中間市役所 建設産業部 商工観光課

〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目 1 - 1

TEL : 093-246-6257 / FAX : 093-244-1352

E-mail : syoukoukankouka@city.nakama.lg.jp

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・チラシ作成費	50	50	50	50	50
・諸費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
福岡県補助金、中間市補助金、会費収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
住所	福岡県北九州市小倉北区米町一丁目5-20
名称	東京海上日動火災保険株式会社 北九州支店
代表者の氏名	支店長 宗次 勇介
住所	福岡県直方市殿町7-50
名称	アクサ生命保険株式会社 筑豊営業所
代表者の氏名	所長 佐伯 庄司
連携して実施する事業の内容	
①普及啓発セミナーへの講師派遣（東京海上日動火災保険株式会社） ②災害リスクの情報提供（東京海上日動火災保険株式会社） ②損害保険の提案、加入促進（東京海上日動火災保険株式会社） ③生命保険の提案、加入促進（アクサ生命保険株式会社）	
連携して事業を実施する者の役割	
①セミナー開催に際し、職員を講師として派遣することにより、専門的知識及び災害リスク情報の提供、損害保険加入の重要性を啓発（東京海上日動火災保険株式会社） ②損害保険加入促進を行う際の保険内容の説明及び、加入手続き（東京海上日動火災保険株式会社） ③生命保険加入促進を行う際の保険内容の説明及び、加入手続き（アクサ生命保険株式会社）	
連携体制図等	
<pre>                     graph TD                         A[小規模事業者]                         B[中間商工会議所]                         C[アクサ生命保険(株) 筑豊営業所]                         D[東京海上日動火災保険(株) 北九州支店]  C -- "生命保険の提案、加入促進" --&gt; B                         D -- "災害リスク情報の提供、損害保険の提案、加入促進" --&gt; B                         B -- "災害リスクの周知、セミナー開催、BCP策定支援" --&gt; A                         B -- "情報提供等" --&gt; C                         D -- "情報提供、講師派遣等" --&gt; B                     </pre>	